

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	四国財務局長
【氏名又は名称】	浮川 和宣
【住所又は本店所在地】	徳島県徳島市助任橋4 - 8 - 1
【報告義務発生日】	-
【提出日】	平成30年7月19日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	-

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ジャストシステム
証券コード	4686
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	ジャスダック証券取引所

【提出者に関する事項】

【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	浮川 和宣
住所又は本店所在地	徳島県徳島市助任橋 4 - 8 - 1
事務上の連絡先及び担当者名	浮川 和宣
電話番号	03-5114-2525

【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	浮川 初子
住所又は本店所在地	徳島県徳島市助任橋 4 - 8 - 1
事務上の連絡先及び担当者名	浮川 初子
電話番号	03-5114-2525

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年12月24日
訂正の内容	平成25年12月25日付をもって提出した変更報告書No.32については、報告義務発生日平成25年12月24日において報告義務が発生する事項がございましたので、取下げを行います。